

参考資料2. パブリックコメント実施一覧表(他市事例)

年度	番号	対象区分	施策等の名称	分野	実施時期	実施結果の概要
平成28年度	1	計画等	周南市污水处理施設整備構想(案)	生活環境	H28.4.28～5.27	意見提出者 1人 意見提出件数 13件
	2	計画等	周南市立地適正化計画(素案)	生活環境	H28.12.26～H29.1.26	意見提出者 4人 意見提出件数 37件
	3	計画等	周南市住生活基本計画	生活環境	H29.2.1～2.28	意見提出者 1人 意見提出件数 18件

周南市市民参画条例(抜粋)

(公表の方法)

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

市広報紙への掲載

市ホームページへの掲載

ケーブルテレビでの放映

周南市告示式条例(平成15年周南市条例第3号)に定める掲示場への掲示

市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け

前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

(1) 施策の案及びその案に関する資料

(2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。

3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。

(1) 書面持参

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段

4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名(法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明らかにします。

5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

参考資料2. パブリックコメント実施一覧表(他市事例)

年度	番号	対象区分	施策等の名称	分野	実施時期	実施結果の概要
平成28年度	1	計画等	岩国市協働のまちづくり促進計画(案)	人権・まちづくり	H28.5.6～6.5	意見提出者 1人 意見提出件数 6件
	2	計画等	岩国市みどりの基本計画(素案)	自然環境・安心安全	H28.9.20～10.21	意見提出者 7人 意見提出件数 14件
	3	計画等	第10次岩国市交通安全計画(案)	生活環境	H28.12.15～12.16	意見提出者 1人 意見提出件数 17件
	4	計画等	岩国市都市計画マスタープラン(改訂版)(案)	生活環境	H29.1.10～2.10	意見提出者 2人 意見提出件数 16件
	5	計画等	岩国市シティプロモーション戦略(素案)	人権・まちづくり	H29.1.16～2.14	意見提出者 不明 意見提出件数 14件
	6	その他	岩国南都市計画区域内における開発行為の許可の規制規模の見直し(案)	生活環境	H29.1.23～2.21	意見なし
	7	計画等	岩国市空家等対策計画(案)	生活環境	H29.2.3～3.6	意見提出者 1人 意見提出件数 5件
	8	計画等	岩国ブランド推進基本方針(岩国市特産品等に係る地域ブランド推進基本方針)(素案)	産業	H29.2.15～3.16	意見なし
	9	計画等	岩国市都市計画道路最終見直し(素案)	生活環境	H26.6.5～7.4	意見なし

岩国市パブリックコメント(市民提言)制度実施要綱(抜粋)

(計画等の案の公表等)

第4条 市長は計画等を策定しようとするとき(これらの重要な改定又は改正をしようとするときを含む。)は、最終的な意思決定を行う前に当該計画等の案を公表し、

市民等の意見を求めるものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料を

併せて公表し、市民等の理解を促進するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等を立案した趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関する補助的な資料で次に掲げるもの

ア 当該計画等に関する根拠法令又は関連する構想、計画その他これらに類するもの

イ 当該計画等の案を作成するに当たって整理した論点

ウ その他参考となる資料

(4) 当該計画等の案を附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。)又はこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる書類

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる関連資料(以下「案等」という。)を、市役所内情報コーナー(以下「情報コーナー」という。)、各総合支所及び各出張所並びに当該計画等の所管課に備え付けるとともに、岩国市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項に規定する各総合支所及び各出張所への備え付け及び岩国市ホームページに掲載する方法により案等を公表する場合において、公表しようとする案等が相当量に及ぶことその他の理由により案等のすべてを掲載することが困難なときは、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合においては、当該案等の全体の入手方法を明示するものとする。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる方法を活用し、広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。